

「総量規制」が施行されると
下記のようなケースが考え
られます。

- 毎月の返済が収入では苦しくなってしまった方
- 借金生活から早く普通の生活に戻りたい方
- 支払が遅れて将来が不安になってしまった方
- 家族、知人、会社に内緒で解決したい方

- 今の借金を一本化していこうとお考えの方
- 20%以上の利息で借金を完済してしまった方
- 中小企業の経営者様、会社名で借入している方

『総量規制』をご存じですか？



貸金業者からの借入金額の総額が
「**年収の3分の1**」まで

「生活費が足りない」「住宅ローンの支払いがある」そんなとき、カードローンやキャッシングを利用してその場を切り抜けたことはありませんか？平成22年6月の「改正貸金業法」の施行と「総量規制」の導入により、クレジットカードやカードローンなどの利用枠が年収の1/3までに制限されます。限度額上限まで利用しているような方は、これまで通りの暮らしができなくなる恐れがあります。

下記のような場合、年収等を証明する書類提出が必要となります。



(※2010年6月18日に法律が完全施行。)

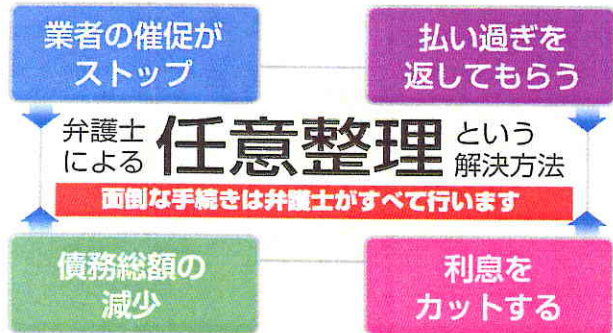
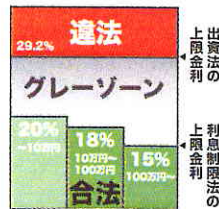
債務整理について

借金が多くなってしまって返済に困った人のための法的な借金の整理の方法のことを言います。債務整理は**任意整理(過払い金返還請求を含む)**、**自己破産**、**個人再生**、**特定調停**の4つに分けられます。これらの法的手続により、借金を無くしたり、大幅に減額することが可能となります。いまだに自己破産しかないと考えている方が少なくないのも事実ですが、任意整理や個人再生を利用することによって自己破産をしなくても債務の過剰状態を脱し、新たな生活を立てなおすことができます。

グレーゾーンとは

金融業者は罰則のない利息制限法より高い金利かつ、罰則のある出資法の金利内で貸し付けているところがほとんどでした。この利息制限法と出資法の間の利息がグレーゾーン金利と呼ばれています。しかし2006年4月の大手消費者金融の行政処分をきっかけに強引な取立てとともに高い金利が問題となり、グレーゾーン金利が撤廃されることになりました。

▶利息制限法を超えて、払い過ぎたグレーゾーン利息分を差し引き計算して、返済金額の減額や過払い金の返還を求めます。



任意整理の流れ

- STEP 1** まずはお話をうかがいます。
ご相談・受任
ローンの整理方法や、各種費用及び毎月の返済額等を相談させていただきます。
- STEP 2** 業者から催促を停止させます。
貸金業者への通知
ご相談の日にはすべての業者(債権者)に受任通知を送付し、催促を停止させます。
- STEP 3** これまでいくら払ったか整理します。
返済内容の開示要求
すべての業者に、これまでいくら返済したかの回答をもらいます。
- STEP 4** 払い過ぎた額の返還を請求します。
法定利息による再計算
利息の払い過ぎを元本に充当し、借金を減額。過払い分の返還を請求します。
- STEP 5** 今後の返済計画を決めます。
返済計画の協議
残りの元金を確定し、新たに月々返済できる額を交渉し、決定します。
- STEP 6** 和解契約に基づいて返済していきます。
返済の実行・終了
和解契約書に基づいて無理なく返済。終了すれば債務から解放されます。

モデルケース



総量規制導入により返済が困難に！ 専業主婦Nさんの場合

年齢40歳 専業主婦 年収0円 (夫に内緒で借入れ)
消費者金融2社85万円

Nさんは生活費不足のため、夫に内緒で消費者金融より借入れをし、家計をやりくりしていました。しかし、総量規制で専業主婦は夫の承諾がない場合、年収ゼロと評価される為、夫に内緒で返済するのが困難になります。心配になったNさんは当事務所に相談にいらっしゃいました。引き直し計算をすると債務残高が20万円に減額され、2万円ずつを10ヶ月で返済することになりました。

現状	弁護士に依頼すると...
借金 85万円 (A社:50万円 B社:35万円) 借入期間 5年	債務残高が 20万円に減額 毎月2万円を10ヶ月で返済

事例1



過払い金返還の事例 Uさんの場合

生活状況: 年齢35歳 既婚(妻と子供1人) サラリーマン
消費者金融6社399万円

Uさんは、13年前に交際費として消費者金融より20万円の借入をし、その返済の為に借入を繰り返し、借入総額は現在399万円に。ここ一年は月の支払が15万円となっていました。現在どこの消費者金融も借入ができず、妻子を養うサラリーマンとしては、支払も限界となり当事務所に債務整理の相談にいらっしゃいました。

借入先	借入期間	借入額	債務整理後の金額
A社	13年	200万円	121万円過払返還
B社	9年	60万円	33万円過払返還
C社	8年	48万円	19万円過払返還
D社	7年	33万円	16万円過払返還
E社	6年	30万円	0万円
F社	4年	28万円	12万円

調査の結果、取引が長い業者が多かったことから、4社から過払い返還が189万円あり、1社は0円に、残った1社も12万円に減額となり、過払い金より返済をしても合計177万円の返還金がありました。
総債務 399万円→177万円過払い返還(払い過ぎ分)

事例2



完済後過払い金返還の事例 Fさんの場合

生活状況: 年齢66歳 既婚(妻) 無職(年金収入のみ)
消費者金融5社500万円(昨年完済済み)

Fさんは、ギャンブルや飲食代などで消費者金融から500万円もの借入を14年に渡り返済し続け、昨年会社を定年退職したため退職金の大半を使い一括で支払いました。今年に入り、知人より払い過ぎている分の返還請求をできるのでは？との話を聞き、当事務所に相談にいらっしゃいました。

借入先	借入期間	返還請求による返還額
A社	14年	138万円
B社	12年	115万円
C社	9年	85万円
D社	8年	56万円
E社	6年	15万円

Fさんはグレーゾーン金利を長年にわたって支払っていたため、結果として409万円もの過払い返還に成功しました。

※以上は、一般的な案件を参考に創作した事例・モデルケースです。借入条件・取引状況により個人差があり、必ずしもこのような結果になるとは限りません。詳しくはお問い合わせ下さい。

専業主婦が借り入れを行う場合、今後は配偶者である**夫の同意**と、**夫の年収証明の提示**が必要になります。(同意・年収証明の提示があった場合でも、借り入れは夫の年収の3分の1までとなります。)そのため、複雑な手続きが必要になる上、借り入れが困難になる可能性があります。